

平成二十五年法律第二百七号
国家戦略特別区域法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 國家戦略特別区域基本方針（第五条）
- 第三章 区域計画の認定等（第六条—第十二条）
- 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等（第十二条の二—第二十八条の四）
- 第五章 國家戦略特別区域諮詢會議（第二十九条—第三十六条）
- 第六章 雜則（第三十六条の二—第四十一条）
- 附則 第一章 総則

（目的）

この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、我が国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もつて国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条

この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、第十条を除き、次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる内閣府令で定める事業であつて第二十八条第一項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

三 先端的区域データ活用事業活動の実施の促進を図るべき区域において、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するために必要なものとして政令で定める基準に従い、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データ（当該区域に関するデータ（電子磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国のお安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を來すことになるおそれがあるものを除く。）をいう。以下同じ。））であつて、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用されるものをいう。以下同じ。）を保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備するとともに、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供する事業（以下「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」という。）

4 3 この法律において「規制の特例措置」とは、第十二条、第二十八条の四及び第三十条第一項第七号を除き、法律により規定された規制についての第十二条の二から第二十五条の六までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項及び第二十八条の四において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第三十九条ただし書に規定する規制については、主務省令。以下

「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十七条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律において「先端的区域データ活用事業活動」とは、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第二百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の從来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術を用いて役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより新たな事業の創出又は事業の革新を図る事業活動（第三十七条の八第一項において「先端的技術利活用事業活動」という。）であつて、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体から区域データの提供を受け、当該区域データを活用して、当該事業活動の対象となる区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るものとす。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第十九条を除き、以下同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、國家戦略特別区域諮詢會議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

（基本理念）

第三条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、我が国、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、我が国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

（関連する施策との連携）

第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たつては、構造改革特別区域・構造改革特別区域の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならぬ。

第五条 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 1 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項

2 2 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

3 3 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

4 4 第八条第一項に規定する区域計画の同条第八項の認定に関する基本的な事項

5 5 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講すべき措置についての計画

6 6 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講すべき措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

- 七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。
- 5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。
- 7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第一項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

第三章 区域計画の認定等

- (区域方針)
- 第六条** 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。
- 2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題
- 二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する必要な事項
- 4 共同の意見を聽かなければならぬ。
- 5 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体に送付しなければならない。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。

- (国家戦略特別区域会議)
- 第七条** 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画(第三項第二号において単に「区域計画」という。)の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画(同号において単に「認定区域計画」という。)の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する協議(第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。)を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。
- 一 国家戦略特別区域担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第七号に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。)
- 二 関係地方公共団体の長
- 2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施する見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。
- 3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)

二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関する事項

接な関係を有する者

国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行ったために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

6 国家戦略特別区域会議において協議が調つた事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。

8 前各号に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に関する必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。

- (区域計画の認定)
- 第八条** 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画(以下「区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国家戦略特別区域の名称
- 二 第六条第二項第一号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項
- 三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容
- 四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項
- 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的・社会的効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があつた場合において、当該特定事業を実施しようとする者(当該公表がされた者を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認められるときは、当該申出に応じるものとする。

6 第二項第六号に掲げる事項には、第二条第二項第一号又は第二号に掲げる事業の実施に当たつての補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この項及び第二十七条の六において「補助金等適正化法」という。)第二十二条に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項において同じ。)に関する事項を定めることができる。この場合においては、当該事

項として、当該補助金等交付財産及び当該補助金等交付財産の活用をする者並びに当該事業における当該補助金等交付財産の利用の方法を定めるものとする。

区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣等」という。」の全員の合意により作成するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確實に実施されると見込まれるものであること。

内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）を行ふに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができ

る。

内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項又は第六項に規定する事項について、これら的事項に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。（この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業（第二条第二項第一号に掲げるものに限る。）が、法律により規定された規制に係るものにあっては第十二条の二から第二十五条の六までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあっては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十七条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるとときは、同意をするものとする。）

11 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定区域計画の変更）

第九条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画（以下「認定区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

2 前条第三項から第十一項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

（構造改革特別区域法の特定事業）

第十一条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 国家戦略特別区域において実施又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法第二条第二項に規定する特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三 第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第十項中「定められた特定事業」とあるのは「定められた特定事業及び第十条第一項第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）」と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第二条第二項第一号に掲げるものの限る」とあるのは「第二条第二項第一号及び第三号に規定する事業を除く」とあるのは「第二条第二項第一号から第二十五条の六まで」とあるのは「第二条第二項第一号から第二十五条の六まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「で又は」とあるのは「で、構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に即して構造

改革特別区域法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で」と、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十六条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第八項の認定を受けたもの（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。）については、第八条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）と、第八条第八項の認定を受けた区域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなつた場合及び次条第一項の規定により第八条第八項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章（第十二条第一項及び第二十四条第一項を除く。）中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二条（同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）の項を除く。）及び第十三条（同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）の規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第二十条第三項、第二十三条第二項及び第五項、第二十四条第二項及び第五項、第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項目	第十二条第一項	第十二条第十項	第一項の表地方長	地方公共団体が
第十五条第一項	第十五条第一項の表地方長	第十二条第十項	第一項の表地方長	地方公共団体の
第十五条第二項	都道府県が、都道府県知事が、都道府県が、都道府県の知事	第十三条第四二号の項	教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十号）の項	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）が
前項	教育委員会	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）に係る関係地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）に係る関係地方公共団体の教育委員会
	国家戦略特別区域会議が前項	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会

略特別区域会議をいう。)に係る関係地方公共団体」と、同法第十八条第二項中「同法第八条第一項「二項」とあるのは「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)第十条第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第八条第二項」とする。

第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第八項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十八条の規定を適用する。

第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読み替えは、政令で定める。(認定の取消し)

第十二条 内閣総理大臣は、認定区域計画(認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもとの。以下同じ。)が第八条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条及び二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関する意見を申し出ることができる。

3 第八条第十一項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。(認定区域計画の進捗状況に関する評価)

第十三条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

(公証人法の特例)

第十二条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第二号に規定する特定事業として、公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区域内の場所(公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十八条第一項に規定する役場以外の場所に限る。)において、公証人が会社法(平成十七年法律第八十六条)第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十三条及び第一百五十五条の規定による定款の認証を行う事業をいう。次項及び別表の一の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公証人は、公証人法第十八条第二項本文の規定にかかるらず、当該区域計画に定められた次項の場所に実施する場所を定めるものとする。

(学校教育法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国际教育学校等管理事業(国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「都道府県等」という。)が設置する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校(同法第七十七条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国语教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの(以下この項及び第三項第二号において「公立国際教育学校等」といいう。)の管理を、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人、一般財團法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当

該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの(以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。)に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けることができない。

1 第十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

2 その役員のうちに、第十二条の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がある者

3 第一項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 指定の手続	一 指定の手続
2 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針	二 その役員のうちに、第十二条の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がある者
3 指定公立国際教育学校等管理法人が行う公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十八条规定による手続及び基準	三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行なう公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。)において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手續及び基準
4 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲	四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
5 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲	五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に關して報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。	8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に關して報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。
9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対しても、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。	9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないとときその他の当該指定の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。	10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。	11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。
12 中学校(第三十八条の規定に附しては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	12 中学校(第三十八条の規定に附しては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)

和三十三年法律第百六号	の前期課程（に該当するものを除く。以下同じ。）の前期課程（に該当するものを除く。次条第二項及び第十七条において同じ。）	程（に該当するものを除く。以下同じ。）の前
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第一百八十八号）	規定期定する規定する全日制の課程（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公私立国际教育学校等）と	程（に該当するものを除く。第六条を除き、以下同じ。）
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）	規定する規定する通信制の課程（特定公立国际教育学校等に置くもの）	規定する規定する通信制の課程（特定公立国际教育学校等に置くものを除く。以下同じ。）
児童福祉法等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）	含む	含み、特定公立国际教育学校等に該当するものを除く
12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 (児童福祉法等の特例)	第九号	第一項
第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児について、その保育（同条第七項第一号に規定する保育をいう。以下この項において同じ。）を目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において保育を行う事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を	第一条	第二十一条及び第二十二条

号 第三 条 第一項 用	第十一条	第一条 第二項	第二項	第三条 第二項 第十九号	第十一条 第二項 第十九号	第一条 第二項 第十九号	第十一条 第二項 第十九号	第一条 第二項 第十九号
当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用	当該現に満三歳未満保育認定地城型保育に要した費用
定めた区域計画について、内閣總理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、同法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。	第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、同法第三十四条の十五第五項ただし書中「利用定員の総数（同法第十九条第二号）」とあるのは、「利用定員の総数（同法第十九条第三号（国家戦略特別区域法十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）にあつては、子ども・子育て支援法第十九条第二号及び第三号）」と、「利用定員総数（同法第十九条第三号）」とあるのは、「必要利用定員総数（同法第十九条第三号（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同条第二号及び第三号））とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる小学就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。が、教育・保育給付認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十四年法律第七百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」といふ。）において単に「特定公立国际教育学校等」と	とき、又は教育・保育給付認定子ども（第十九条第二号に掲げる小学生就学前子どもに該当するもの）が、教育・保育給付認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十四年法律第七百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国际教育学校等に該当するものを除く。）に該当するものを除く。）、 （以下この項において単に「特定公立国际教育学校等」と いう。）に該当するものを除く。）	当該満三歳未満保育認定子どもも又は当該満三歳以上保育認定子どもから特定地域型保育を受けたとき	当該満三歳未満保育認定子どもも又は当該満三歳以上保育認定子どもから特定地域型保育を受けたとき	当該満三歳未満保育認定子どもも又は当該満三歳以上保育認定子どもから特定地域型保育を受けたとき	当該満三歳未満保育認定子どもも又は当該満三歳以上保育認定子どもから特定地域型保育を受けたとき

7 国家戦略特別区域限定保育士は、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときは、その資格を得た事業実施区域を明示してするものとし、当該事業実施区域以外の区域を表示してはならない。

8 児童福祉法第一章第七節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二四十八条の四第三項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第十九条の四第三項並びに第十八条の二十の二、第十八条の四第三項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第二四十八条の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士について、同法第八条第一項及び第九条並びに第十八条の二十の二の規定は保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消された者に係る国家戦略特別区域限定保育士の登録について、同法第十八条の二十の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士を任命し又は雇用する者について、それぞれ準用する。この場合において、次の一表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の八第三項及び第十一条第一項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十八条の九第一項	一般社団法人又は一般財団法人	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十八条の十第二項	この法律（一般社団法人又は一般財団法人）	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の九第一項及び第三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の十八第一項及び第二項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿
第十八条の十八第二項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第十八条の十九第一項第一号、第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の五第七項、同条第八項において準用するこの法律（同項において準用する）	国家戦略特別区域法第十二条の五第七項、同条第八項において準用するこの法律（同項において準用する）
第十八条の二十の三第一項	若しくは第三号	国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第二号
第十八条の二十四	この法律（指定保育士試験）	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律（指定保育士養成施設、国家戦略特別区域限定保育士試験）
9 内閣総理大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応ずるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。児童福祉法第六号に該当する者とみなす。	この法律（指定保育士試験）	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律（指定保育士養成施設、国家戦略特別区域限定保育士試験）
10 国家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日（次項において「三年経過日」という。）以後においては、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。	この法律（指定保育士試験）	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律（指定保育士養成施設、国家戦略特別区域限定保育士試験）
11 国家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。	この法律（指定保育士試験）	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律（指定保育士養成施設、国家戦略特別区域限定保育士試験）
12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲	この法律（指定保育士試験）	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律（指定保育士養成施設、国家戦略特別区域限定保育士試験）

13 14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものに限る。の認定

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めないこととするものに限る。）の認定

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域限定保育士事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

15 第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

16 前項の罪は告訴がなければ公訴を提起することができない。

17 18 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

正當な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場

合には、その違反行為をした指定試験機関（第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	19
二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの	一 第七項の規定に違反した者
（旅館業法の特例）	
第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国语を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第八項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第十三項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けることができる。	2
二 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。	3
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	4
二 その行おうとする事業の内容	5
三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項	6
四 都道府県知事は、特定認定の申請に係る事業が第一項の政令で定める要件に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。	7
五 一 心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者として厚生労働省令で定めるもの	8
六 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	9
七 三 第十三項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）の規定により特定認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）	10
八 四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者	11
九 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して三年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）	12
六 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成人者でその法定代理人（法定代理人人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの	13
七 七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの	14
八 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者	15
下この条において「認定事業者」という。）が行う当該特定認定を受けた事業（以下この条において「認定事業」という。）については、旅館業法第三条第一項の規定は、適用しない。	5
認定事業者は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	6
第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。	7
認定事業者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	8
都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求め、又はその職員に、認定事業の用に供する施設その他の施設に立ち入り、認定事業の実施状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	9
前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	10
第九項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	11
都道府県知事は、認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	12
都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定事業者に対する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	13
一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつたとき。	14
二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。	15
三 認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるとき。	16
四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。	17
五 認定事業者が第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。	18
六 認定事業者が第六項又は第八項の規定に違反したとき。	19
七 認定事業者が第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	
八 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
九 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	
一 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	
二 第十二項の規定による命令に違反したとき。	

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

(医療法の特例)

第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家战略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家战略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十七号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行つことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床の病床数を定めるものとする。

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であつて、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家战略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の六第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

(建築基準法の特例)

第十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略建築物整備事業（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。）内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家战略建築物整備事業の実施主体として、国家戦略特別区域の特別用途地区をいう。次項において同じ。）内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の二の項において同じ。）を定めた区域計画については、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業（建築基準法第五十二条第一項の規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当す

るものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。次項及び第五項において同じ。）は、当該区域計画に定められた次項第二号の数値以下でなければならない。

1 当該区域計画に定められた次項第一号の区域内にあること。
2 その敷地内に当該区域計画に定められた次項第四号の要件に該当する空地を有し、かつ、その敷地面積が当該区域計画に定められた同項第五号の規模以上であること。
3 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略住宅整備事業に係る二号の数値以下でなければならない。

1 当該区域計画に定められた次項第一号の区域内にあること。
2 その敷地内に当該区域計画に定められた次項第四号の要件に該当する空地を有し、かつ、その敷地面積が当該区域計画に定められた同項第五号の規模以上であること。
3 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略住宅整備事業に係る二号の数値以下でなければならない。

一 国家戦略住宅整備事業を実施する区域

2 その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法

一 建築物の敷地面積の規模

2 前項各号に掲げる事項は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないよう定めなければならない。

三 建築物の敷地面積の規模

2 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

3 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

4 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

5 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

6 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略住宅整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略住宅整備事業に関する事項について、当該区域計画に定めようとする第二項第一号の区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会（当該区域が市町村都市計画審議会が置かれている市町村（建築基準法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置いた市町村に限る。）の区域内にある場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）に付議し、その議を経なければならぬ。

7 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

8 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

9 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

10 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

11 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

12 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

13 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

14 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

15 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

16 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

17 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。）内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

18 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積に対する割合に応じるものとなるよう定めなければならない。

(道路運送法の特例)

第十六条の二の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（国家戦略特別区域において、市町村、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の国土交通省令で定める者（以下この項において「運送者」という。）が、自家用有償観光旅客等運送（一の市町村の区域内にて有償で自家用自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三条）第七十八条に規定する目的と自家用自動車をいう。）により行われる旅客の運送であつて、一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。第四項において同じ。）を行なう事業をいう。）によることが困難であるものをいう。以下この項及び第四項において同じ。）を行う事業をいう。以下この条及び別表の四の二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業の実施主体として当該区域計画に定められた運送者が行う当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る自家用有償観光旅客等運送を、道路運送法第七十一条第一項第一号に規定する自家用有償旅客運送とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十九条の四第一項及び第七十九条の七第二項中「各号」とあるのは「第六号」と、同法第七十九条の十二第一項第四号中「及び第七十九条の四」とあるのは「及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第六十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される第七十九条の四」と、「第七十九条の四第一項」とあるのは「同法第六十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される第七十九条の四第一項」と、「第五号又は第六号」とあるのは「第六号」と、同法第七十九条の十二第一項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業（同法第六十条の二の二第一項に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業をいう。以下この号において同じ。）を定めないこととするものに限る。）の認定が取り消された」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る路線又は運送の区域を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、次項の協議を経た後でなければ、区域計画に国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業を定めることができない。

4 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送がその区域内において行われることとなる市町村、当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者及び当該国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業に係る路線又は運送の区域に関連するものとして国土交通省令で定める一般旅客自動車運送事業者は、当該自家用有償観光旅客等運送に関する相互の連携について、協議を行わなければならない。

5 前項の協議は、持続可能な地域公共交通網の形成並びに輸送の安全及び旅客の利便を図る觀点から行われなければならない。

(国有林野の管理經營に関する法律の特例)

第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業（国家戦略特別区域において、国有林野の管理經營に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野（以下この項において単に「国有林野」という。）の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の三の項において

て同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、

当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にある国有林野についての同法第七条第一項第五号の規定の適用については、同号中「五ヘクタール」とあるのは、「十ヘクタール」とする。

(出入国管理及び難民認定法の特例)

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示を作成するものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諒問会議の意見を聴かなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 内閣総理大臣は、指針の変更について準用する。

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域において農業支援活動（農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であつて政令で定めるものに従事することにより、農業經營を行う者を支援する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要なものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うため必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受け

たときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象海外需要開拓支援等活動」という。）の内容を定めるものとする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象海外需要開拓支援等活動」という。）の内容を定めるものとする。

4 前項第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

第十六条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、創業外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第十六条の七第一項に規定する特定事業を図るために特定機関その他関係者が講ずべき措置を定めた指針を作成するものとする。

4 前項第四項から第六項までの規定は、前項に規定する指針について準用する。

第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業（国家戦略特別区域内において、道路法（昭和二十七年法律第七百八十号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び次項において「施設等」という。）のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路（同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るもの）を促進する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）は、同法第三十三条第一項の規定にかかるらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

二 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合すること。

3 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略道路占用事業に係る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路の区域を定めるものとする。

4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、国家戦略特別区域法（平成二十二年法律第七百七号）第十七条第一項に規定する措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第十八条 削除

（農地法等の特例）

第十九条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、農地等効率的利用促進事業（農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する

う。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の規定により交付された在留資格認定証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第十六条の七第一項に規定する海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準」とする。

3 第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の対象となる海外需要開拓支援等活動（次項において「対象海外需要開拓支援等活動」という。）の内容を定めるものとする。

4 第一項の区域計画には、区域計画に国家戦略特別区域における入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動の内容が入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動に該当していることについて、関係行政機関の長に協議しなければならない。

農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）の権利移動の許可に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることにより、国家戦略特別区域において、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進を図る事業をいう。次項及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、かつ、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての同法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、これらの事務に密接な関連のある事務であつて、同法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているもののうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」という。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資するとの認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、同法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農地等効率的利用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

市町村長は、第一項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十九条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行ふ市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十九条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

第一項の規定により市町村長が行うものとされるものを除く。）に適用する。

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十九号）第二条第二十九項第一号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七（国家公務員退職手当法の特例）

の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。）をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの（特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。）が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間（以下この項において単に「基礎在職期間」という。）には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当（以下この条において「先の退職手当」という。）の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一　国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで並びに附則第六項から第八項まで及び第十一項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五条）附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算した額

二　再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三　前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

前各項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関する処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。）又は同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行われたときは、適用しない。

再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当（その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。）の額が支払われていない場合において、先の退職手当に係る国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十二条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、第四項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止める处分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に係る同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める处分も取り消すものとする。

再任用職員の退職前に、先の退職手当に係る、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。）が行わたったときは、同法第十二条第二号に規定する退職手当に係る同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当

管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする。この場合において、これらによる処分も取り消すものとする。

8 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする。
9 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする。
10 国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までによる規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けていた者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

11 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。(土地地区画整理法の特例)

第二十条 國家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略土地区画整理事業(国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の一表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる土地区画整理事業(土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下この項において同じ。)であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の八の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

12 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

13 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

14 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

15 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

16 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

17 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

18 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

19 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

20 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

21 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

22 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

23 土地区画整理事業(土地区画整理法第四条第一項の規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。))

る場合に限る。以下この条において「機構等」という。)

2 國家戦略特別区域会議は、区域計画に國家戦略土地区画整理事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略土地区画整理事業の内容について、当該国家戦略土地区画整理事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として土地区画整理組合を定めようとする場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者とする。)の同意を得なければならない。

3 國家戦略特別区域会議は、区域計画に國家戦略土地区画整理事業(個人施行者又は都道府県若しくは市町村を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規準又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 土地区画整理組合 土地区画整理法第十四条第一項の事業計画

二 区画整理会社 土地区画整理法第五十一条の二第一項の規準及び事業計画

三 機構等 土地区画整理法第七十一条の二第一項の施行規程及び事業計画

4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略土地区画整理事業に関する土地若しくはその土地に定着する物件又は当該国家戦略土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、当該事業計画等について意見がある場合においては、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、国家戦略特別区域会議に意見書を提出することができる。ただし、都市計画(都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。)において定められた事項については、この限りでない。

5 國家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合において、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が機構等であるときは、遅滞なく、当該意見書について、当該国家戦略土地区画整理事業の施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。)を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならぬ。

6 國家戦略特別区域会議は、第四項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家战略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者(当該者が土地区画整理組合である場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第八項において同じ。)に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「國家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

8 國家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第六項の規定により事業計画等に修正(当該者が機構等である場合にあつては、土地区画整理法第七十一条の三第十項の政令で定める軽微な修正を除く。)を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。

(工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例)
第二十条の二 國家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域工場等新増設促進事業(国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる製造業等(工場立地法(昭和三十四年法律第一号)第一項の認可))

9 土地区画整理法第五十五条第一項から第六項までに土地区画整理事業が定められており、かつ、同法第五十一条第一項の認可

(二十四号) 第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。) を當む者がその事業の用に供する工場又は事業場の新增設を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の八の二の項において同じ。) を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域工場等新增設促進事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村は、国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を実施する区域(以下この条において「事業実施区域」という。)における製造業等に係る工場又は事業場の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。)及び環境施設(同号に規定する環境施設をいう。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。次項において「既存準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、事業実施区域、既存準則に代
二、直通、三、集引の内線又は間接各手口にて、第一易満、貿易、貿易、運送、已定

えて適用しようとする準則の内容及び国家戦略特別区域工場等新增設促進事業の実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項を定めるものとする。

第一項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国家戦略特別区域緑地面積率等

条例」という)が施行されている間は、当該国家戦略特別区域緑地面積率等条例に係る事業実施区域に係る工場立地法第九条第一項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の

適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつて

は、その市町村準則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第二十一条の二第一項の規定により準則が定められて場合にあつては、その準則によることとする。

4 総の二第一項の規定に依る選舉が定められた場合においては、その選舉」とする
国家戦略特別区域緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合において

た区域において当該事由の発生前は当該国家戦略特別区域総面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要

と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第一項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を定めないこととするものに限る。）の認定

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画の認定の取消し

5 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第一項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用につきは、同

号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則

則」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第四項の規定により条例が定められては、その条例一千九百四十九条。

定により条例が定められた場合にはあっては、その条例」とする。

第二十一条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略

都市計画建築物等整備事業（都市計画の決定又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物そ

の他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。) を定め

た区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後、当該区域計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものと

みなす。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めることとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするとときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該国家戦略都市計

4 画建築物等整備事業に関する事項の案を、当該区域計画に当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、国家戦略特別区域会議に、意見書を提出することができる。

6 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業（国土交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会

二 国家戦略都市計画建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する市町村の市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の都道府県都市計画審議会）

3 区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

4 該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九条第一項の許可があつたものとのみなす。

5 第二十二条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略開発事業（国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除く。）に関する事業をいう。以下この条及び別表の十の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九条第一項の許可があつたものとのみなす。

6 一 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略開発事業の内容について、当該国家戦略開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならぬ。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第一項の同意を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設の管理者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第二項の規定による協議を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設を管理することとなる者その他の同項の政令で定める者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）に協議しなければならない。

4 第二十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画施設整備事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の整備に関する事業であつて、同法第六十条第一項第三号に掲げる事業計画が定められているものをいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣

の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、政令で定めるところにより、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認があつたものとみなす。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略都市計画施設整備事業の内容について、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならず。

第六項の規定による意見の聴取をするものに限る）を定めようとするときは、あらかじめ、当該区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業（都市計画法第五十九条同項に規定する公共の用に供する施設を管理する者又は同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。

（都市再開発法の特例）

第二十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略市街地再開発事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の十二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

第二十四建立された市街地再開発組合（都市再開発法第七条の九第一項の規定又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七条の十二又は第七条発行者（第三項において単に「個人」の十三第三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られたとき施行者」という。）

都市再開発法第十二条第一項の定款及び事業計画が定められたとき（第三項において単に「個人」の十三第三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られたときは、当該同意が得られたとき）

（都市再開発法第十二条第一項の定款及び事業計画が定められたとき）

開発法第二条の二第二項又は用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合に十八条第一項の認可

可

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略市街地再開発事業の内容について、当該国家戦略市街地再開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として市街地再開発組合を定めた者とする。）の同意を得なければならず。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業（個人施行者又は地方公共団体を実施主体とするものを除く。）を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規準又は施行規程（以下この条において「事業計画等」という。）を二週間に公衆の縦覧に供しなければならない。

一 市街地再開発組合 都市再開発法第十二条第一項の事業計画

二 再開発会社 都市再開発法第五十条の二第一項の規準及び事業計画

三 機構等 都市再開発法第五十八条第一項の施行規程及び事業計画

4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略市街地再開発事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者、都市再開発法第九条第五号の参加組合員、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業參加者又は同法第五十八条第三項において読み替えて準用する同法第五十二条第二項第五号の特定事業參加者は、當該事業計画等（同法第九条第五号の参加組合員にあつては前項第一号の事業計画に限り、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業參加者にあつては前項第二号の規準又は事業計画に限り、同法第五十八条第三項において読み替えて準用する同法第五十二条第二項第五号の特定事業參加者にあつては前項第三号の施行規程又は事業計画に限り、同法第五十八条第三項において読み替えて準用する）について意見があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、国家戦略特別区域会議に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、當該意見書に係る国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者（当該者が市街地再開発組合である場合にあつては、都市再開発法第十二条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第七項において同じ。）に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第一項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

7 国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第五項の規定により事業計画等に修正を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行ふべきものとする。（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に關する法律の特例）

（第二十四条の二）国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、國家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業（国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に關する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。）第二条第六号に規定する臨床修練外科

医師、同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する「臨床修練」（次項第二号において単に「臨床修練」という。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第二条第五号に規定する臨床修練病院等（第三項において単に「臨床修練病院等」という。）とみなす。前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。

当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二、臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

三、各号に掲げる事由が生じた場合において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所（第一号において単に「診療所」という。）は、臨床修練病院等でなくなつたものとみなす。

一、第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。）の認定 当該認定の日

二、第十二条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。）の認定の取消し 当該認定の取消しの日

（中心市街地の活性化に関する法律の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略中心市街地活性化事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地の活性化を促進する事業であつて、同法第九条第一項に規定する基本計画（以下この条において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものをいう。以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略中心市街地活性化事業の実施主体として当該区域計画に定められた市町村に対する中心市街地活性化基本計画に係る中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定（同法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（中心市街地活性化基本計画に定められているものに限る。）を定めるものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略民間都市再生事業（国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略民間都市再生事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項に規定する都市再生事業であつて、同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。）を定めた区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所を、臨床修練等特例法第二条第五号に規定する臨床修練病院等（第三項において単に「臨床修練病院等」という。）とみなす。前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。

当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二、臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

三、各号に掲げる事由が生じた場合において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所（第一号において単に「診療所」という。）は、臨床修練病院等でなくなつたものとみなす。

一、第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。）の認定 当該認定の日

二、第十二条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。）の認定の取消し 当該認定の取消しの日

施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならぬ。

（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例）

第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転（自動車自動運転関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）、無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の遠隔操作又は自動操縦（無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）その他技術革新の進展に即応した高度な産業技術（特殊仕様自動車等応用関係電波技術及び無人航空機応用関係電波技術を含む。同項において同じ。）の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであつて、次項第三号イからホまでのいづれかに掲げる行為を含むもの（同号ホに掲げる行為を含むものにあつては、同号イからニまでのいづれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。）を行ふ事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画（当該認定を受けた技術実証区域計画（第九条第一項の変更の認定があつたときは、その変後のもの）をいう。以下同じ。）に実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。）として定められた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一、当該認定技術実証区域計画（国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る部分に限る。第十四項及び第十六項において同じ。）の内容

二、道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四十一条第一項の規定による技術基準（次項第三号イ及び第七項において「装置基準」という。）のうち第七項（第十四項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により指定されたもの

三、第十項（第十四項において準用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の四第一項において同じ。）の規定により定められた条件

四、第十三項（第十四項において准用する場合を含む。第十七項及び第二十五条の六第三項第一号において同じ。）の規定により定められた条件

二、技術実証の目的及び方法

三、技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定めるものとする。

一、実証事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 特殊仕様自動車（道路運送車両法第一条第二項に規定する自動車であつて、装置基準の一部に適合しないものをいう。以下この条及び次条において同じ。）を同法第二条第五項に規定する運行（次条第二項において単に「運行」という。）の用に供する行為（以下この条及び次条において「特殊仕様自動車運行」という。）次に掲げる事項

（1）特殊仕様自動車運行を行う場所及び期間

（2）特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の車名及び型式並びに当該特殊仕様自動車の車台番号（車台の型式についての表示を含む。）

（3）当該特殊仕様自動車の使用の本拠の位置

（4）当該特殊仕様自動車が適合していない装置基準

施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない。

（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例）

第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、都市再生特別措置法第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。

- (5) 当該特殊仕様自動車の装置又は特殊仕様自動車運行の方法であつて、(4) の装置基準に係る機能を代替するもの
- ロ 道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいふ。第十項において同じ。）において遠隔操作を行ひながら自動運転の技術を用いて同条第一項第九号に規定する自動車（(2) 及び次項において單に「自動車」という。）を走行させる行為のうち、同法第七十七条第一項第四号に規定する行為に該当するもの（以下この条及び第二十五条の四第一項において「遠隔自動走行」という。）次に掲げる事項
- (1) 遠隔自動走行を行う場所及び期間
- (2) 遠隔自動走行に使用する自動車を特定するために必要な事項及び当該自動車の仕様に関する事項
- (3) 遠隔自動走行の方法（緊急の場合に速やかに危険防止のために必要な措置を講ずるために方法を含む。）に関する事項
- (4) 遠隔操作を行う者に係る事項
- ハ 航空法第三百三十二条の八十五第一項各号のいずれかに掲げる空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を飛行させる行為に当該行為を行つたために必要な事項
- 二 航空法第三百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を特定するための必要な事項
- ホ 実験等無線局（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第二項に規定する実験等無線局をいい、自動車自動運転関係電波技術、無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術、特殊仕様自動車等応用関係電波技術又は無人航空機応用関係電波技術の有効性の実証を行つたものに限る。以下この条及び第二十五条の六において同じ。）を開設し、これを運用する行為（次の(1)から(3)までに掲げる実験等無線局の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項）
- (1) (2) 及び (3) に掲げる実験等無線局以外の実験等無線局 次に掲げる事項
- (i) 当該行為を行う期間
- (ii) 通信の相手方及び通信事項
- (iii) (iv) (v) 電波法第六条第一項第七号に規定する無線設備（以下この条及び第二十五条の六において単に「無線設備」という。）の設置場所（移動する実験等無線局にあっては、移動範囲。第二十五条の六第二項第一号において同じ。）
- (vi) 使用する電波法第二条第一号に規定する電波（(2) (i)-(i) 及び第二十五条の六において単に「電波」という。）の型式並びに周波数及び空中線電力
- 無線設備の工事設計
- 運用開始の予定期日
- 四 電波法第二十七条の三第一項第七号に規定する運用開始の予定期日
- 電波法第二十七条の三第一項第六号に規定する最大運用数
- 無線設備の工事設計
- （3） 実験等無線局 次に掲げる事項
- (i) (ii) 無線設備を設置しようとする区域
- (2) (i) から (i-v) まで、(v-i) 及び (v-i-i) に掲げる事項
- 四 安全確保上、環境保全上、社会生活上その他の支障を生ずることなく技術実証を行うために遵守すべき事項
- 五 その他技術実証の実施のために必要な事項
- 3 第一項及び前項第三号ホにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。
- 一 自動車自動運転関係電波技術 特殊仕様自動車若しくは遠隔自動走行に使用する自動車に開設する無線局又はこれらの無線局を通信の相手方とする無線局（電波法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局、同号ロに規定する船舶の無線局、船舶地球局、航空機の無線局及び航空機地球局並びに同条第二項に規定する基幹放送局（第十二項第四号において単に「基幹放送局」という。）（次号から第四号までにおいて「人工衛星局等」という。）を除く。）に係る技術であつて、特殊仕様自動車運行又は遠隔自動走行に用いるものをいう。
- 二 無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術 無人航空機に開設する無線局又は当該無線局を通信の相手方とする無線局（人工衛星局等を除く。）に係る技術であつて、前項第三号ハ又はニに掲げる行為に用いるものをいう。
- 三 特殊仕様自動車等応用関係電波技術 特殊仕様自動車又は遠隔自動走行に使用する自動車を用いる事業活動に用いる無線局（人工衛星局等を除く。）に係る技術（第一号に規定する自動車自動運転関係電波技術を除く。）であつて、総務省令で定めるものをいう。
- 四 無人航空機応用関係電波技術 無人航空機を用いる事業活動に用いる無線局（人工衛星局等を除く。）に係る技術（第二号に規定する無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を除く。）であつて、総務省令で定めるものをいう。
- 国家戦略特別区城会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、当該技術実証区域計画に係る技術実証が次の各号に掲げる行為のいずれかを含むものであるときは、当該技術実証区域計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 特殊仕様自動車運行 特殊仕様自動車運行に使用する特殊仕様自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（以下この条及び次条において「管轄地方運輸局長」という。）
- 二 遠隔自動走行 第二項第三号ロ(1)の場所を管轄する警察署長（当該場所が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの場所を管轄する警察署長。以下この条において「所轄警察署長」という。）
- 三 第二項第三号ハ又はニに掲げる行為 国土交通大臣
- 四 第二項第三号ホに掲げる行為 総務大臣
- （2） 「特定無線局」という。（同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）である実験等無線局 次に掲げる事項
- 電波法第二十七条の二に規定する特定無線局（(3) 及び第十二項第四号において単に「特定無線局」という。）（同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）である実験等無線局 次に掲げる事項

5 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 第四項各号に定める者は、国家戦略特別区域会議に対し、同項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができる。

7 管轄地方運輸局長は、特殊仕様自動車運行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る技術実証区域計画に従つて特殊仕様自動車運行を行うならば保安上又は公害防止その他の環境保全上の支障が生じないと認めるときは、同項の同意をするとともに、装置基準のうち当該特殊仕様自動車にあつては適合することを要しないこととするものを指定するものとする。

8 管轄地方運輸局長は、第四項の同意及び前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

9 所轄警察署長は、遠隔自動走行に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る遠隔自動走行が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をするものとする。

一 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二 当該遠隔自動走行が次項の規定により定められる条件に従つて行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。

三 当該遠隔自動走行が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上やむを得ないものであると認められるとき。

10 所轄警察署長は、第四項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、当該同意に係る遠隔自動走行が前項第一号に該当する場合を除き、当該遠隔自動走行について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を定めることができる。

11 國土交通大臣は、第二項第三号ハ又はニに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る当該行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、同項の同意をするものとする。

12 総務大臣は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画についての第四項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る当該行為が次の各号のいずれにも適合しているときは、同項の同意をするものとする。

一 当該行為に係る実証事業者として当該技術実証区域計画に定めようとする者が電波法第五条第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

二 第二項第三号ホ（1）に掲げる実験等無線局にあつては、当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする無線設備の工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。

三 当該行為に係る技術実証区域計画に定めようとする周波数が、第二項第三号ホ（1）に掲げたる実験等無線局に係るものにあっては電波法第七条第一項第一号の規定、第二項第三号ホ（2）又は（3）に掲げる実験等無線局に係るものにあっては同法第二十七条の四第一号の規定に適合すること。

四 前項に掲げるもののほか、第二項第三号ホ（1）に掲げる実験等無線局にあっては電波法第七条第一項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準、第二項第三号ホ（2）又は（3）に掲げる実験等無線局にあっては同法第二十七条の四第三号の総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

13 第二項第三号ホ（2）又は（3）に掲げる実験等無線局に係る行為について、条件を定めることができ。この場合において、その条件は、技術実証を行う者に不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。

14 第四項から前項までの規定は、認定技術実証区域計画の変更について適用する。

15 道路交通法第一百四十四条の三の規定はこの条に規定する所轄警察署長の権限について、航空法第一百三十七条第一項及び第二項の規定はこの条に規定する国土交通大臣の権限について、電波法第一百四十三条第一項の規定はこの条に規定する総務大臣の権限について、それぞれ準用する。

16 国家戦略特別区域会議は、第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画について認定を受けたときは、速やかに、関係する区域を管轄する総合通信事務所長、関係する地方公共団体、関係する無線局の免許人等及び関係する電波法第五十六条第一項の規定により指定された受信設備を設置している者に対し、当該認定に係る認定技術実証区域計画の内容その他当該技術実証の適正な実施の確保のための連携に必要と認める事項を通知するものとする。

17 内閣総理大臣は、第十一條第一項の規定によるほか、認定技術実証区域計画に定められた事項又は第十項若しくは第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたときは、当該認定技術実証区域計画に係る認定を取り消すことができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

18 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき、又は第十一條第一項若しくは前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該技術実証区域計画に係る第四項各号（第十四項において準用する場合を含む。）に定める者（第十五項において準用する道路交通法第百十一条の三、航空法第百三十七条第一項及び第二項又は電波法第百四条の三第一項の規定により当該者の権限を行なう者を含む。）に通知しなければならない。

19 国家戦略特別区域会議は、技術実証区域計画について認定を受けたときは、当該認定に係る認定技術実証区域計画に係る第十二条の規定による評価に資するため、当該認定技術実証区域計画に係る技術実証に關し優れた識見を有する者により構成される技術実証評価委員会を置くものとする。

20 技術実証評価委員会は、前項に規定する技術実証の実施の状況について評価を行い、これに関し必要と認められる意見を国家戦略特別区域会議に述べるものとする。

第二十五条の三 認定技術実証区域計画に従つて行われる技術実証（特殊仕様自動車運行を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車についての道路運送車両法の規定の適用については、同法第四十一条第一項中「次に掲げる装置について、國土交通省令」とあるのは「次に掲げる装置についての國土交通省令」と、「技術基準」とあるのは「技術基準（國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十五条の二第七項（同条第十四項において準用する場合を含む。第四十六条において同じ。）の規定により指定されているものを除く。）」と、同法第四十六条中「技術基準」とあるのは「技術基準（國家戦略特別区域法第二十五条の二第七項の規定により指定されているものを除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 管轄地方運輸局長は、前項に規定する特殊仕様自動車が運行の用に供されることにより保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の支障が生じていると認め、又はこれらが生ずるおそれがあると認めるに至つたときは、当該特殊仕様自動車に係る前条第七項の規定により指定するものとする。

3 管轄地方運輸局長は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、内閣総理大臣及び該特殊仕様自動車運行に係る実証事業者として認定技術実証区域計画に定められた者（次項において「運行者」という。）に対して、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による通知が運行者に到達した時からその効力を生ずるものとする。

第二十五条の四 認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う遠隔自動走行については、第二十五条の二第九項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同条第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の同意を道路交通法第七十七条第一項の規定による許可と、当該者を当該許可を受けた者と、当該認定技術実証区域計画に定められた遠隔自動走行の期間を当該許可の期間と、第二十五条の二第十項の規定により定められた条件を同法第七十七条第三項の規定により当該許可に付された条件と、当該認定技術実証区域計画に係る第二十五条の二第一項の書面（同項第一号（遠隔自動走行に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）を当該許可に係る同法第七十八条第三項の許可証とそれぞれみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第七十七条第三

七項中「又は第五項の規定により当該許可が取り消されたとき」とあるのは、「第五項の規定により当該許可が取り消されたとき、又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十五条の二第二項第三号に掲げる遠隔自動走行(以下この項において単に「遠隔自動走行」という。)に係る同条第一項に規定する認定技術実証区域計画について、同法第九条第一項の規定による変更(同法第八条第二項第二号に規定する特定事業として遠隔自動走行に係る同法第二十五条の二第二項に規定する国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限り認定が取り消されたとき」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

2 道路交通法第七十七条第一項に規定する所轄警察署長(同法第一百四十四条の三の規定によりその権限を行う警察官を含む。)は、前項の規定によりみなされた同法第七十七条第一項の規定による許可について同条第五項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第一百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があつたものとみなす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第一百三十二条の八十六第五項第二号の承認があつたものとみなす。

第二十五条の六 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定(次項に規定するものを除く。)があつたときは、総務大臣(電波法第一百四条の三第一項の規定による委任を受けた者を含む。以下この項において同じ。)は、速やかに、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者に対し、同号ホ(1)に掲げる実験等無線局については第一号から第四号までに掲げる事項を指定して同法第十二条の免許を、第二十五条の二第二項第三号ホ(2)に掲げる実験等無線局については第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を、同項第三号ホ(3)に掲げる実験等無線局については第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる事項を指定して同法第二十七条の五第一項の免許を与えなければならない。この場合においては、第二十五条の二第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法第八条第一項の規定による指定と、同号ホ(2)又は(3)に掲げる実験等無線局に係る当該指定は同法第二十七条の五第一項の規定による指定とみなして、同法の規定を適用する。

一 電波法第八条第一項第三号に規定する識別信号(次項第一号において単に「識別信号」といいう。)

三 空中線電力
四 電波法第六条第一項第六号に規定する運用許容時間(次項第二号及び第三項第四号において単に「運用許容時間」という。)

五 電波法第二十七条の五第一項第三号に規定する指定無線局数(次項第一号において単に「指定無線局数」という。)

六 電波法第二十七条の五第一項第四号に規定する運用開始の期限
七 無線設備の設置場所とができる区域

2 第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定(第九条第一項において同じ。)に係る次の各号に掲げる変更に係るものに限る。以下この条に

変更の認定であつて、実験等無線局(前項の規定により免許を受けたものに限る。)があつたときは、総務大臣は、速やかに、当該各号に定める处分をしなければならない。

一 通信の相手方若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更(第二十五条の二第二項第三号ホ(1)に掲げる実験等無線局にあっては、電波法第九条第一項ただし書に規定する

総務省令で定める軽微な事項に係るものexcluding)の工事に係る変更 同法第十七条第一項又は第二十七条の八第一項の許可

二 識別信号 電波の型式、周波数、空中線電力、運用許容時間、指定無線局数又は無線設備の設置場所とができる区域の変更 電波法第十九条又は第二十七条の九の規定による指定期の変更

総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

一 第二十五条の二第十三項の規定により定められた条件に違反して技術実証が行われたと認められたとき。

二 電波法第七十七条第一項の規定により実験等無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更をしたとき。

三 電波法第七十二条第一項の規定により実験等無線局に対する電波の発射の停止を命じたとき。

四 電波法第七十六条第一項の規定により実験等無線局の運用の停止を命じ、又は実験等無線局に係る運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限したとき。

五 電波法第七十六条第四項、第五項又は第七項の規定により実験等無線局の免許を取り消したとき。

六 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実験等無線局の免許を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定技術実証区域計画の変更(第八条第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつたとき。

二 第十一条第一項又は第二十五条の二第二項第三号ホに規定する特定事業として第二十五条の二第二項第二号に規定する特定事業として第二十五条の二第二項第三号ホに掲げる行為を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めたものに限る。)の認定が取り消されたとき。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第二十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第二十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(関係地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。)に係る事業をいう。以下この条及び別表の十五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。(課税の特例)

供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物について、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。）を実施する法人（当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域のととして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の四 認定区域計画に定められている特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。）を行う者に対し、これらの事業の用に供するために土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の五 認定区域計画に定められている特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う株式会社（当該特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第二十七条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第六項に規定する事項を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた同項に規定する者に対する補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。
(国家戦略特区支援利子補給金の支給)

第二十八条 政府は、認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行ふ銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条及び附則第二条第五項において「国家戦略特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようになければならない。

3 政府は、利子補給契約により支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高としなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国家戦略特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国家戦略特区支援利子補給金の範囲内において、内閣府令で定め

る期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
(国の機関等に対するデータの提供の求め)

第二十八条の二 認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であつて、内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（以下この条及び次条において単に「実施主体」という。）は、先端的区域データ連携基盤整備事業の実施に活用するため、国の機関又は公共機関等（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人その他これに準ずる者で政令で定めるもの）をいう。以下の条において同じ。）の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるものが必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該データの提供を求めることができる。

1 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした実施主体に提供するものとする。

2 一 当該データの収集が、前項の国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

2 二 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること。

2 三 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係るデータをその所管する公共機関等、他の関係行政機関の長又は他の関係行政機関の長の所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。次項において同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めが第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

6 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するとともに、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

7 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

8 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請に係る求めに係るデータをその所管する公共機関等が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に

該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

9 第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項に規定する場合において、当該要請に係る求めて、当該第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該要請に応じて前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

10 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めて、当該各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するとともに、当該公共機関等を所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長にその旨を通知するものとする。

11 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

12 第四項又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めて、当該各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該公共機関等を所管する内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。

13 前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

15 国の機関及び公共機関等は、第一項の規定による求めがあつたときは、官民データ活用推進基

本法の趣旨にのつとり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

(地方公共団体に対するデータの提供の求め)

第二十八条の三 実施主体は、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するため、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータであつて区域データとしての活用が見込まれるものを必要とするときは、内閣府令で定めるところにより、当該関係地方公共団体の長その他

の

他の執行機関に対し、当該データの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該求めについて前条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした実施主体に提供するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該求めについて前条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを行わない旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

4 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体は、第一項の規定による求めがあつたときは、

(新たな規制の特例措置の求め)

第二十八条の四 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。(以下この条において同じ。)は、國家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が国家戦略特別区域において新たな規制の特

例措置(法律により規定された規制についての法律の特例に関する措置又は政令等により規定さ

れた規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定める政令等の特例に関する措置であつて、この法律の改正又は政令若しくは内閣府令・主務省令の制定若しくは改正をする必要があるものをいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらとの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含む。以下この条及び第三十条第一項第七号において同じ。)の適用を受けて先端的区域データ活用事業活動を実施し又はその実施を促進する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2 **国家戦略特別区域会議**は、前項の規定による求めをしようとする場合には、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該求めに係る区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。この場合において、国家戦略特別区域会議は、当該案に次項において準用する第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たっては、当該求めに係る先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえなければならない。

3 第七条第四項及び第五項並びに第八条第二項及び第七項の規定は、前項の案の作成について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「実施主体」とあるのは「実施主体並びに新たに新たな規制の特例措置(第二十八条の四第一項に規定する新たな規制の特例措置をいう。次号において同じ。)の適用を受けて実施する先端的区域データ活用事業活動の内容及び当該先端的区域データ活用事業活動を実施すると見込まれる主体」と、同項第三号中「の内容」とあるのは「及び先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」と、同項第四号中「特定事業」とあるのは「特定事業及び先端的区域データ活用事業活動」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聞くものとする。

7 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請する

とともに、その旨を当該求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

8 前項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を内閣総理大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

9 第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。

10 前二項の規定による通知を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めを受けた国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

11 関係行政機関の長は、第七項の規定による要請に係る新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聞くものとする。

(設置)

第二十九条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家戦略特別区域の指定に關し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。

- 二 国家戦略特別区域基本方針に関する事項、第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 三 区域方針に関する事項、第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 四 区域計画の認定に関する事項、第八条第九項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 五 第十六条の四第三項に規定する指針に関する事項、同条第四項において準用する第十六条の四第四項に規定する事項を処理すること。
- 六 第十六条の五第三項に規定する事項を処理すること。
- 七 新たな規制の特例措置の求めに関する事項を処理すること。
- 八 第三十七条第二項に規定する雇用指針に関する事項を処理すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する重要な事項について調査審議すること。
- 十 前各号に規定する事項に関する事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 十一 会議は、前項第七号に掲げる事務に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。
- 十二 会議は、前項の規定による勧告を受けた措置について調査審議すること。
- 十三 前各号に規定する勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 十四 会議は、前項第七号に掲げる事務に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて行うものとする。
- 十五 会議は、議長及び議員十人以内をもつて組織する。
- （議長）
- 十六 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 十七 議長は、会務を総理する。
- 十八 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。
- （議員）
- 十九 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 二十 内閣官房長官
- 二十一 国家戦略特別区域担当大臣
- 二十二 前二号に掲げる者のほか、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二十三 前二号に掲げる者のほか、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二十四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 二十五 議長は、必要があると認めるときは、第三十一条及び前項の規定にかかるらず、同項第一号から第三号までに掲げる議員である國務大臣以外の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- 二十六 第一項第四号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
- 二十七 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。
- 二十八 第一項第四号に掲げる議員の任期は、一年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前項の議員は、再任されることができる。

- 第六章 雑則**
- （新たに法人を設立しようとする者に対する援助）
- 第三十六条の二** 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対し、法人の定款の認証、法人の設立の登記その他の法人の設立の手続及び法人を設立する場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一括的に行うものとする。
- 二 会議は、前項に規定する援助の実施に関し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に對し、意見を申し出ることができる。
- 三 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。
- 四 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。
- （創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助）
- 第三十六条の三** 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るために、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。
- 二 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。
- （個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助）
- 第三十七条** 国は、国家戦略特別区域において、個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第二百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。次項において同じ。）を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るために、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。
- 二 前項に規定する情報の提供、相談及び助言は、事業主の要請に応じて雇用指針（個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に關する指針であつて、会議の意見を聽いて作成するものをいう。）を踏まえて行うものでなければならない。
- 三 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により国が援助を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中、「関係行政機関の長及び関係地方公共団体

の長」とあるのは「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

(情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助)

第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、情報通信技術利用事業場外勤務（在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場における勤務であつて、情報通信技術を利用して行うものをいう。以下この項において同じ。）の活用を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内に事業場を有する事業主若しくは国家戦略特別区域内に新たに事業場を設置する事業主又はこれらの事業主が雇用する労働者に対し、情報通信技術利用事業場外勤務に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

(海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助)

第三十七条の三 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るために、民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対し、入国管理制度に関する情報の提供その他援助を行うものとする。

(民間事業者との連携による出入国に必要な手続の迅速かつ効率的な実施)

第三十七条の四 国及び関係地方公共団体は、外国人観光旅客の来訪の促進に資するため、海外における事業化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業主に対し、入国管理制度に関する情報の提供その他援助を行うものとする。

(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進)

第三十七条の五 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(革新的な医薬品等の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助)

第三十七条の六 国は、国家戦略特別区域において、革新的な医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この条において同じ。）及び革新的な医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をい

う。以下この条において同じ。）の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院（医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院をいう。以下この条において同じ。）において行われる当該医薬品の研究開発の実施に携わる者及び当該医療機器に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第十五項の承認を受けるために国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院において行われる医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験その他の試験の実施に携わる医療関係者に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行つものとする。

(自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助)

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したもののが効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行ふ者に対する道路運送車両法、道路交通法、航空法、電波法その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

(情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備及び互換性の確保に関する援助)

第三十七条の八 国は、先端的技術利用事業活動の実施の促進を図るため、国家戦略特別区域において、先端的技術利用事業活動を実施する主体の情報システムと先端的技術利用事業活動の実施に活用されるデータを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対し、当該基盤に係る規格の整備及び互換性の確保並びに当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項に規定する援助について準用する。この場合において、これらの規定中「関係行政機関の長」とあるのは、「第三十七条の八第一項」とあるのは、「第三十七条の八第一項」と読み替えるものとする。

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十八条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改革の推進等に資すると認められるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

2 構造改革特別区域において実施される事業については、特定事業と相まってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(主務省令)

第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第四十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十七条の規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日

二 略

三 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の公布の日のいづれか遅い日

(検討)
第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務（高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とするものに限る。）に就く労働者であつて、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの（その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。）その他これに準ずる者についての、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置（第三項において「特定措置」という。）を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。
3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。）の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 (訓令又は通達に関する措置)

附 則 (平成二十五年一二月一三日法律第一〇二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。
 一から三まで 略

四 第五条、第八条及び第九条の規定並びに附則第三条、第四条、第十四条、第十五条、第二十一条及び第二十二条の規定 平成三十年四月一日までの間ににおいて政令で定める日
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただしこの各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 第三条の規定（医療法第三十条の三第一項の改正規定（「厚生労働大臣は」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加える部分に限る。）を除く。）並びに第二十条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定 平成二十六年十月一日

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定 同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の第二項、第三十二条第四項、第四十二条の一、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条 第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第一項、第七十八条の

二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条第三次に二条を加える改正規定、同法第一百二十四条第三次に二条を加える改正規定、同法第一百四十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百四十六条第一項、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一項の見出し及び同条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条、第一百五十三条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第一百四十二条の規範の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九條から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十四条、第五十七条规定及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十六項」に改める部分に限る）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百二十八条 第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る）、第五十条、第九条並びに第一百十五条の規定（五百五条の規範）公布の日（以下「公布日」という）

二 略

三 附則第一百十三条の規定 医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日（罰則に関する経過措置）

第四百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと同じ）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

附 則（平成二七年七月一五日法律第五六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定（経過措置）

二 略

三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日（経過措置）

第二条 この法律の施行の日から平成二十八年三月三十日までの間は、第一条の規定による改正後後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百六号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第二十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条 第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る）、第五十条、第九条並びに第一百十五条の規定（五百五条の規範）公布の日（以下「公布日」という）

二 略

三 附則第一百十三条の規定 医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日（罰則に関する経過措置）

第四百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一附属（平成二十七年九月一八日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定並びに次条から附則第七条までの規定、附則第九条の規定、附則第十二条の二の規定（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の改正規定を除く）、附則第十三条の規定及び附則第十七条の規定（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十四条の二の改正規定に限る）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日
 二 第一条中雇用保険法第六十二条第一項及び第六十三条第一項の改正規定、第三条中労働保険
 の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四条の
 規定並びに附則第十条、第十五条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 平成二十
 八年四月一日
 (国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の二第一項(同条第三項に
 おいて準用する場合を含む。)の規定による内閣総理大臣の認定に係る国家戦略特別区域法第二
 条第一項に規定する国家戦略特別区域内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)
 の区域をその区域に含む都道府県の知事が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行日前に当該
 市町村の長から、当該市町村の区域において第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安
 定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターが行う同法第四十二条第一
 項第二号及び第四号に掲げる業務(同法第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合
 が行う同法第四十五条において準用する同法第四十二条号及び第四号に掲げる業務を
 含む。)に關し、その取り扱う範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該都道府県の知事が、
 同日において第四条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九条第
 一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定により当該市町村の区域において
 全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。
第三十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
 める。

附 則 (平成二十八年六月三日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施
 行する。
 (検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点か
 ら、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要
 であることを踏まえつつ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の
 提供に必要となる専門的な知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれらの専門的
 な知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目途
 としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす
 る。
 2 前項の検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなけ
 ればならない。

附 則 (平成二十八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。
 1 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及
 び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節と
 する改正規定、同章第四節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法

第十一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二
 項第三節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一
 項二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二
 号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二
 項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第二項の改正規定、同法第二章第六節中

第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第
 二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の第二
 项の改正規定、第五条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止
 等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一条第一項及び
 第四项、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則
 第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国家戦略特別区域法(平成二十五
 年法律第七百七号)第十二条の四第一項及び第八項の改正規定(同条第一項及び第八項中「第一
 章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。)公布の日
 二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定(壳春防止法第三十五条第四
 項を削る改正規定を除く。)及び第六条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第
 九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六
 条第二項の改正規定及び附則第二十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 平成二十八
 年十月一日
附 則 (平成二十八年六月七日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
 行する。

(政令への委任)

第二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
 る。

附 則 (平成二十九年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施
 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施
 行する。

第一項 附則第二十五条の規定
 一 附則第二十五条の規定 公布の日
 二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中
 法第三条に一項を加える改正規定、同法第八条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規
 定、同条の次に五条を加える改正規定及び同法第十二条の改正規定並びに第五条及び第六条の
 規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項、第六条、第七条、第十条、第十三
 条、第十四条、第十八条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年
 法律第四十号)第三十一条第五項第一号の改正規定に限る。)、第十九条、第二十条、第二十二
 条及び第二十三条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十五条の改正規定に
 限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前にされた都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいい、こ
 の法律の施行の際現に前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十条の二第一項の内閣
 総理大臣の認定を受けている同項の区域計画に定められた同条第二項の区域に係るものに限る。)
 の占用についての都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請であつて、この法律の施行の
 対象許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、
 なお從前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
 る。

附 則 (平成二十九年五月一七日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。(罰則の適用に関する経過措置)

附 則 (平成二十九年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年七月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一二月一四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一二月一四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一二月一四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年五月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいざれか遅い日から施行する。

の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十条において「旧国家公務員法」という。)第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した場合に限る。)をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定(施行日前に第一項第二号の改正規定に限る。)の規定及び第二条の規定、第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。)の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条(自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)第一百五十五条の二第二項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
(罰則に関する経過措置)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年一二月六日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項の改正規定、第七条第一項の改正規定、第三十一条を削る改正規定、第三十二条の改正規定、同条を第三十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条及び第四条の改正規定並びに別表第二十一号及び第二十二号の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条中国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十条第三項の表の改正規定(同表第三十二条第一項の項中、「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める部分及び同項の次に次のように加える部分に限る。)公布の日

附 則 (令和二年三月三日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月三日法律第三四号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、先端的技術利用事業活動(この法律による改正後の国家戦略特別区域法(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する先端的技術利用事業活動をいう。以下この条において同じ。)の実施の促進を図ることの重要性に鑑み、データ連携基盤(新法第三十七条の八に規定する基盤をいう。以下この条において同じ。)の整備の状況及び先端的技術利用事業活動の実状況を踏まえつつ、この法律の施行後三年以内を目途として、同一の種類の先端的技術利用事業活動が異なる二以上のデータ連携基盤からデータの提供を受けて実施される場合において当該先端的技術利用事業活動の円滑かつ効果的な実施を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 新法第十三条第三項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の際現に同条第四項第一号、第二号、第四号、第六号(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。)が同項第一号から第四号までのいずれかに該当するものに係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は第七号(法人であつて、その業務を行う役員のうちに同項第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。)のいずれかに該当している場合については、この法律の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前に国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められた旧法第二十七条の二に規定する特定事業(国家戦略特別区域法第二条第二項第二号に掲げるものに限る。)についての課税の特例については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年六月三日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月二十四日法律第六一號) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略
四 附則第十三条の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十四号)の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)のいづれか遅い日

附 則 (令和二年一二月九日法律第七二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があつた場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(情報通信技術の利用のための措置)

政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用することができないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三三号)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

第五十七条 (施行期日) この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の处分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の处分その他の行為とみなす。

第二条 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 (施行期日) この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第五十九条 (施行期日) この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月四日法律第五七号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定を除く。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定、第八条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十一条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定(令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (令和四年六月一一日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 附則第七条、第八条及び第十七条の規定(公布の日

第二条 附則第七条、第八条及び第十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第八条の規定並びに附則第三条及び第十五条の規定(令和五年四月一日

第四条 第二条中児童福祉法第十八条の二十の三の次に一条を加える改正規定並びに第九条中国家戦略特別区域法第十二条の五第八項の改正規定(第四十八条の四第二項)を「第四十八条の四第三項」に改める部分を除く。)及び同条第十二項の改正規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第五条 (国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関する経過措置)

第六条 第八条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の五第四項(第一号を除く。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

第七条 (罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月四日法律第五七号) 抄
(施行期日)

この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(政令への委任) 第十七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、この法律の公布の日から施行する。

（施行期日）
(経過措置)

第二条 この法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の他の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年一一月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十一条、第二十一条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定 令和五年四月一日
(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 第二号施行日前に前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下この条において「旧国家戦略特別区域法」という。）第二十条の四第一項の規定により第九条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等とみなして同条第一項の認定を受けた旧国家戦略特別区域法第二十条の四第一項に規定する特定有限責任事業組合は、第二号施行日において、第二号改正後障害者雇用促進法第四十五条の三第一項の認定を受けた同条第二項に規定する特定有限責任事業組合とみなして、同条第七項の規定を適用する。

（政令への委任）
第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和五年五月八日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年五月八日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「旧国家戦略特別区域法」という。）第十八条第一項の規定による農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けた法人がこの法律の施行の日前に当該許可に基づき所有権を取得した農地等に係る旧国家戦略特別区域法第十八条の規定による農地法の特例については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年五月八日法律第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（政令への委任）
第二条 附則(第一條関係)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（政令への委任）
第二条 附則(第一條関係)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（政令への委任）
第二条 附則(第一條関係)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

項目	事業	関係条項
一の二	公証人役場外定款認証事業	第十二条の二
一の三	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
一の四	国家戦略特別区域小規模保育事業	第十二条の四
国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の五	

一の五	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	第十三条
二の二	国家戦略特別区域高度医療提供事業	第十四条
三	国家戦略建築物整備事業	第十五条
四	国家戦略住宅整備事業	第十六条
四の二	国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業	第十六条の二
四の二の二	国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業	第十六条の二の二
四の三	国有林野活用促進事業	第十六条の三
四の四	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	第十六条の四
四の五	国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業	第十六条の五
四の六	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第十六条の六
四の七	国家戦略道路占用事業	第十六条の七
五	農地等効率的利用促進事業	第十七条
六	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	第十九条
七	国家戦略土地区画整理事業	第十九条の二
八	国家戦略特別区域工場等新增設促進事業	第二十条
八の二	国家戦略都市計画建築物等整備事業	第二十一条
九	国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業	第二十二条
十	国家戦略開発事業	第二十三条
十一	国家戦略都市計画施設整備事業	第二十四条
十二	国家戦略市街地再開発事業	第二十五条
十二の二	国家戦略特別区域市街地活性化事業	第二十五条の二から第二十五条の六まで
十三	国家戦略民間都市再生事業	
十三の二	国家戦略特別区域革新的技術実証事業	
十四	政令等規制事業で第二十六条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十六条
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十七条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十七条